

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

生駒市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条の9の見出し中「割振等」を「割振り等」に改め、同条中「割振、休憩時間及び休息时间」を「割振り及び休憩時間」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。